

社会福祉法人
新宿区社会福祉事業団

北新宿特別養護老人ホーム
かしわ苑

～ご入居のしおり～



笑顔が集う場所



【施設案内】

法人種別	社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団	
施設名称	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	
介護保険認定番号	I370402966	
所在地	東京都新宿区北新宿3-27-6	
開設年月日	平成7年1月24日	
施設長	井上 健太郎	
建物概要 (4階建て)	2・3階	特別養護老人ホーム（定員86名）
		ショートステイ（定員4名）
	1階	北新宿高齢者在宅サービスセンター
		法人本部事務局
	地下	調理場・理容室・靈安室・洗濯室・機械室
		介護者教室・会議室・ボランティア室等
基本方針	<p>介護保険法下における介護老人福祉施設として、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスを受ける方の立場に立った施設介護事業を実施します。</p> <p>サービスの提供においては、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護・相談及び援助・健康管理・機能訓練を行い、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。</p> <p>施設の運営にあたっては、ご入居者の立場に立った自立支援を中心としたサービスを推進し、</p> <p style="text-align: center;">「安全 (security)」</p> <p style="text-align: center;">「快適 (amenity)」</p> <p style="text-align: center;">「思いやり (community)」</p> <p>を、基本方針とした施設運営を行います。</p>	

～よくあるご質問から～

①入居対象となるのは？

要介護認定が要介護3～5と認定されており、(要介護1・2の方はやむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難な場合のみ)常時の介護が必要であるが、在宅での介護を受けることが困難な方が対象となります。

②申し込みはどこでするの？

新宿区の高齢者支援課又は各地域の高齢者総合相談センターで申し込みます。当施設で直接お申し込みいただくことができません。

※詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

問い合わせ先

新宿区高齢者支援課高齢者相談第一・第二係

電話:03-5273-4593 / 03-5273-4254

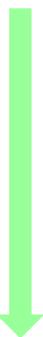
申請に必要な書類

・介護保険証

・サービス利用票別表の写し直前3か月分

(在宅でサービスを受けている方)

③入居までの手続きの流れは？

- 
- ・区役所での入所申請(ご家族またはケアマネジャー)。
 - ・入所調整基準に基づいて、優先順位名簿作成(区役所)。
 - ・当院担当よりご入居の意向確認の連絡。
 - ・健康診断書をご家族へ送付→返送回収(入所一次審査)。
 - ・ご面接。
 - ・入所判定委員会開催(入所二次審査)。
 - ・結果をご連絡。
 - ・入所待機(ベッドが空き次第のご入居)。
 - ・ご入居。

④おおよその利用料金は？

要介護度別、おおよその目安となります。(1ヶ月30日計算として)

*食費、居住費含む。負担限度額第4段階で計算。日常生活費別。

(単位:円)

居室/要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室(1割)	97,314	99,923	102,645	105,255	107,827
従来型個室(1割)	106,794	109,403	112,125	114,735	117,307
多床室(2割)	122,178	127,397	132,840	138,059	143,204
従来型個室(2割)	131,658	136,877	142,320	147,539	152,684
多床室(3割)	147,042	154,870	163,035	170,864	178,581
従来型個室(3割)	156,522	164,350	172,515	180,344	188,061

*各加算内容や、入退院等の発生により変動があります。

*食費、居住費の減額対象の方は、「介護保険負担限度額認定証」の段階に応じた金額となります(下記)

(単位:円)

	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
食費	300	390	650	1,360	1,500
多床室	0	430	430	430	915
従来型個室	380	480	880	880	1,231

⑤医師や看護師は常駐している?

医師については、常駐ではなく、嘱託医が週1回来苑し、回診しています。
医療的な備えは、ご自宅での環境と同じ程度です。
看護師については、夜間は不在となります。

⑥入居後は終身的に利用できる?

特養ホームは生活の場となるため、健康状態の安定が一つの目安となります。
健康状態の悪化→医療機関への入院→長期化(3ヶ月目安)で退所ということもあります。

その時のご本人様にとって、どこでの生活が一番なのか、ご家族様と相談を重ねながら検討していきます。

また、介護保険制度のなかでは、特養ホーム利用者の方についても在宅復帰の可能性を検討していくことが求められています。

⑦リハビリは積極的におこなっている?

いわゆる医療機関のリハビリ室で行われるような積極的に機能回復・向上を図るというものではなく、機能低下ができるだけゆるやかにし、その残存機能を維持していくものとなります。

具体的には、機能訓練指導員によるマッサージを中心としたリハビリと、日常生活動作の中での支援を行う生活リハビリとなります。

⑧散髪は行っている?

訪問の理容サービスが毎月2回あります。
実費負担で利用できます。パーマやマニキュア等の対応も可能です。

⑨車椅子の用意は?

車椅子は基本的に施設で用意致します。施設にある車椅子が入居者様の身体状況に合わない場合には、レンタルや購入等のご希望も伺う事が可能です。

⑩衣類等の洗濯物や寝具の交換、オムツ準備は家族が行うの?

オムツ	施設でご用意いたします。
寝具	週1回のシーツ交換を行っております。
買い物	主に嗜好品類を週に1回、業者から購入いたします。 近隣での購入が難しいものについてはお願いする場合もございます。
洗濯	衣類は洗濯業者に委託しています。 クリーニングが必要なものや、衣類の補充が必要な際にはご連絡し、 ご家族様の協力をいただいております。

⑪利用中にかかるお小遣い的なものはどのように負担すれば良い?

日用品や嗜好品購入代、お薬代等、生活にかかる費用は施設で一旦立て替え払いをし、その1か月分の合計金額を翌月施設ご利用料と併せてお支払いいただきます。



食堂

～ご生活について～

【居室】

4人部屋が基本になっております。
(ご本人の状況・他の入居者の方々との調整のため、入居後に変更となる場合がございます。)



ベッドの場合



畳に布団の場合



各居室にトイレ・洗面台あります

※テレビはご持参あれば設置できます。



【お食事】

朝食：午前8時～

昼食：午後0時～

おやつ：午後3時～

夕食：午後6時～

※管理栄養士による栄養管理の上、ご状態に応じた食事
形態で提供いたします。

※基本的には、食堂で召し上がっていただいております。

※アレルギー・制限・禁止されている食品・医師の指導がある方は、事前にお伝えください。

※食席等、希望のある場合はお知らせください。



常食(行事食)



常食



一口大食



きざみ食



ソフト食

【入浴】

週2回(日中)の入浴です。

※月・木コース、火・金コース、水・土コースのいずれかとなります。

※体調の優れない時は、お着替え・清拭を行います。

※季節により、菖蒲湯やゆず湯を行います。



機械浴槽

【健康管理】

医療機関と異なり、医療面での対応は在宅とほぼ同じくらいです。
月2回の医師による回診のなかでの健康管理、軽微な症状への対応となります。
健康状態によって必要と判断した場合には、医療機関へ通院いたします。
ご状態によっては、在苑が難しくなる場合もございます。
具体的なことについては相談員にお尋ねください。

【嘱託医】

管理医師	呉 兆礼	内科	金曜日
医師	桑原 美佐子	内科	水曜日
	藤本 進	内科	月曜日
	今野 正裕	内科	火曜日
	金子 宏明	精神科	木曜日

- ・上記の内科嘱託医のうち1名が主治医となります。
- ・診療、薬代は実費負担となります。
- ・通院が必要な場合は隨時ご連絡します。

※通院時はお付き添いをお願いする場合があります

【協力病院】

病院名	所在地	電話番号
大久保病院	歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711
聖母病院	中落合2-5-1	03-3951-1111

【健康診断】

年1回以上行います。体重測定は月1回行います。

【予防接種】

毎年冬季にインフルエンザ予防接種を行います。

【訪問歯科】

ご入居後、訪問歯科医師による口腔内健診を行います(ご希望に応じ)。
その後、週2回、歯科医、衛生士による口腔ケアを行います。

歯科米沢医院

(毎週月曜日・金曜日に訪問)

【急変時の対応】

基本的には救急車を要請します。ご家族様には受け入れ先病院に出向いていただきます。
なお、急を要する状況下のため、施設協力病院や、ご希望の医療機関への受け入れが困難な事例も多く、救急隊に一任することがほとんどという状況です。

【緊急時の延命処置判断に関する同意書】

救急搬送時、人工呼吸器等による延命処置判断を求められることがあります。
ご家族様との連絡が取れない場合を想定し、入居契約時に「延命処置に関する同意書」にて意向を予め確認しております。

※意向の変化時には再度記入いただきます

なお、救急時、施設職員がお付き添いはしますが、
延命処置についての判断を行うことはできません。

【外出・外泊】

※外出は1時間まででしたらご自由にお出掛けいただけます。
スタッフまでお声掛けください。ご体調をお伝えします。

※長時間の外出や外泊を希望される場合は、事前にご相談ください。

外泊される場合

- ・外泊簿に記入をお願いします。
- ・保険証類、お薬をお渡しします。(外泊中はご家族管理となります)
- ・苑のお食事はお止めします。

【面会時間】

午前10時00分～午後17時00分となります。

- ・面会簿への記入をお願いします。
- ・面会者の人数は3名様程度までです。
- ・食べ物や衣類等をお持ちいただいた場合には、職員に一言お声かけください。ご面会中の飲食はご遠慮ください。



～その他～

【転居手続き】

ご入居後はかしわ苑が住所地となります。
入居契約後、新宿区役所での住所変更手続きをお願いいたします。

【利用料のお支払い方法】

以下の方法でお願いしております。

①預金口座からの自動引落

(ご本人様名義でもご家族様名義でも可能です)

②お振り込み

③施設窓口での現金払い

ご利用料金請求書は、他の郵便物と一緒に、毎月15日を目安に発送いたします。

【苦情対応】

苦情担当 相談主任 鷹司 公子 電話:03-3363-3291(かしわ苑)

新宿区役所 介護保険課 給付係 電話:03-3209-1111(代表)

かしわ苑 案内図



【メモ欄】

ご見学も随時受け付けております。
日時調整は相談員までお気軽にご連絡ください。

【お問合せ】

〒169-0074

東京都新宿区北新宿3-27-6

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑

電話:03-3363-3291

FAX:03-3363-3293